

<介護サービス事業所・施設職員向け> 新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業 Q&A集

番号	分類	質問	回答
1	対象者	利用者と接するとは？	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用者と接する」とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。 ・利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全くない場合は対象となりません。 （新型コロナ介護慰労金の対象者と同様の考え方です。）
2	対象者	検査対象職員リストとはどのようなものですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・検査を迅速にかつ正確に行うため、検査対象職員のリストを提出していただく必要があります。 ・リストの内容は、①氏名、②年齢・生年月日、③性別、④連絡先電話番号（携帯）となります。 ・リストの提出方法は追って連絡いたします。
3	対象者	複数の事業所で勤務している職員はどちらで検査を受けたらよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の事業所で勤務されている職員の方は、重複して検査を受けることはできません。 ・主に勤務されている事業所（一か所）においてのみ申請の職員数に含めていただき、検査を受けてください。
4	検査内容	期間や回数はどのように変わる可能性がありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・1月から3月の3か月間において、職員一人当たり月1回を目安としていますが、流行状況に応じて一定の期間に集中して実施する場合も想定されます。 ・また、検査を希望する施設数に応じて、予算の範囲内において検査回数を増やす場合も想定されます。 ・計画を変更する場合は、事前にお知らせいたします。
5	検査内容	希望するタイミングで検査を行いたいのですが？	<ul style="list-style-type: none"> ・残念ながら検査のタイミングはご希望に沿うことはできません。 ・県内約3500の事業所において検査を実施する予定ですが、検査を実施する機関の能力にも限界があり、一時期に集中して検査が滞らないよう、時期を分散して検査を行う必要があります。 ・多くの事業所にて検査を受けていただくため、全体的に検査スケジュールに沿って検査を受けていただくこととなりますので、ご理解をお願いいたします。 ・なお、申請時に、休業日等、検査提出ができない曜日を指定することはできます。
6	検査内容	指定された検査実施のタイミングを変更することはできますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・検査スケジュールで示された検査日で、どうしても都合が付かない場合があれば、前もってご連絡ください。
7	申請	一部の職員のみを検査対象として申請することはできますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・この検査は、事業所等での感染拡大を未然に防ぐことを目的として実施するもので、趣旨をご理解いただいた上で、職員全員の検査が望ましいと考えます。 ・ただし、一部の職員が検査を希望されない（同意されない）場合は、それ以外の職員全員を対象として申請してください。

<介護サービス事業所・施設職員向け> 新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業 Q&A集

番号	分類	質問	回答
8	申請	事業所として申請しない場合でも、職員個人として申請はできますか？	<ul style="list-style-type: none"> •この検査は、事業所等での感染拡大を未然に防ぐことを目的として実施するもので、事業所単位で申請いただく必要があります。 •希望される場合は、事業所においてご相談ください。
9	申請	複数の事業所がある場合、どのように申請したらよいですか？	<p>(同一住所の場合)一つの申請で行ってください。申請時に、複数事業所(主・副)を登録してください。この場合、検体採取容器の受取等もまとめて行っていただくことになります。</p> <p>(別住所の場合)住所毎に別の申請を行ってください。そのうち同一の住所の事業所はまとめて申請してください。この場合、検体採取容器の受取等は申請毎に受け取っていただくことになります。市町村が違う場合は、それぞれの場所で受け取っていただくことになります。</p>
10	申請	電子申請でなければ申請できませんか？	<ul style="list-style-type: none"> •県内約3500の事業所において検査を実施する予定であり、検査事業を早期にかつ円滑に進めるため、極力、電子申請サービスでの申請をお願いしております。今後、その他の手続きにも活用できるサービスですので、この機に登録いただけたらと思います。 •なお、どうしても電子申請サービスが利用できない場合には、メール、FAX又は郵送での申請も受け付けます。
11	申請	申請時にメールアドレスは必須ですか？	<ul style="list-style-type: none"> •電子申請サービスを利用するに当たって、メールアドレスが必須となります。 •申請後の連絡等でもメールアドレスを利用することを想定していますので、検査事業を円滑に進めるため、ご協力をお願いいたします。
12	申請	なぜ、職員の同意が必要なのですか？	<ul style="list-style-type: none"> •検査結果は取扱いを慎重にすべき重要な個人情報です。本来、個人に対してお伝えすべきものでありますが、この検査は事業所での感染拡大を防ぐという目的で実施していますので、ご理解の上、県、市町村及び勤務する介護サービス事業所・施設の責任者において共有することに同意いただきますようお願いいたします。
13	申請	陽性者情報は、どのように扱われますか？	<ul style="list-style-type: none"> •県及び市町村においては、通常の陽性者と同様に、対策に必要な範囲内で共有いたします。 •事業所等においては、初動の対応が必要ですので、申請時に提出いただいた責任者へ陽性者情報をお伝えいたします。 •いずれの場合も、個人が特定されるような公表を行うことはありません。
14	申請	同意書は提出する必要がありますか？	<ul style="list-style-type: none"> •同意書の原本は事業所等にて保管をお願いいたします。 •後日、必要に応じて提出いただくことがあります。
15	申請	陽性時連絡責任者とは？	<ul style="list-style-type: none"> •職員の結果が陽性となった場合、事業所等での初動対応や状況の確認のために連絡を受けていただく責任者となります。 •職員の個人情報を取り扱うことになるため、責任が持てる方をご指定ください。

<介護サービス事業所・施設職員向け> 新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業 Q&A集

番号	分類	質問	回答
16	申請	検査提出不可日とは？	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の休業日など、職員の検体提出ができない場合、その曜日を指定してください。 ・なお、職員全員が一斉に採取することが難しい場合でも、一部の職員は前日に、残りの職員は当日に採取して、全職員分をまとめて提出することは可能です。(採取及び提出方法の詳細は追ってご連絡いたします。)
17	申請	サービス種別の選択肢で該当するものが無い場合は？	該当するサービス種別を案内いたしますので、県高齢者福祉介護課(098-866-2214)にお問い合わせください。
18	検査方法	自分で唾液を採取することや、検体を集めたり、提出することは難しいのでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・唾液検体を採取する方法は、通常の検査でも行われている方法で、難しいものではありません。 ・検体採取の方法、封入の方法、検体収集や提出時の留意点など、簡単なマニュアルをご提示する予定です。
19	検査方法	検査を指定された日に、全職員同時に検体を採取しなければいけませんか？	<ul style="list-style-type: none"> ・職員全員が一斉に採取することが難しい場合でも、一部の職員は前日に、残りの職員は当日に採取して、全職員分をまとめて提出することは可能です。(その場合、冷蔵保存等が必要な場合があります。) ・採取及び提出方法の詳細、留意点などのマニュアルは後ほどご連絡いたします。
20	検査方法	結果はどのように通知されるのですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・結果が陰性であった場合、事業所毎に一斉に周知できる仕組みを準備中です。 ・効率的に行うためにも、システム化が必要と考えており、そのためにも電子申請とメールアドレスの登録にご協力お願いいたします。
追1 12/17	対象者	介護予防・生活支援サービスを行っている事業所は対象となりますか。 (例:社協に委託して実施のデイサービス(ミニデイ))	<ul style="list-style-type: none"> ・指定サービス・介護予防ケアマネジメントのみでなく、委託や補助で実施している場合も現在稼働中で、1月～3月も稼働する場合は対象となる。 ・なお、申請書のサービス種別は、より近いサービスを選択すること(例:ミニデイ→通所介護)
追2 12/17	対象者	委託業者や派遣職員も対象となりますか？	委託業者や派遣職員も、事業所等にて常時又は定期的に従事される方は対象となります。
追3 12/17	対象者	併設する医療機関の看護師等が、介護サービス事業所等で兼務している場合は対象となりますか？	兼務であっても、介護サービス事業所等の職員として従事される場合は対象となります。